請負事業に係る労働安全の確保

平成26年4月25日

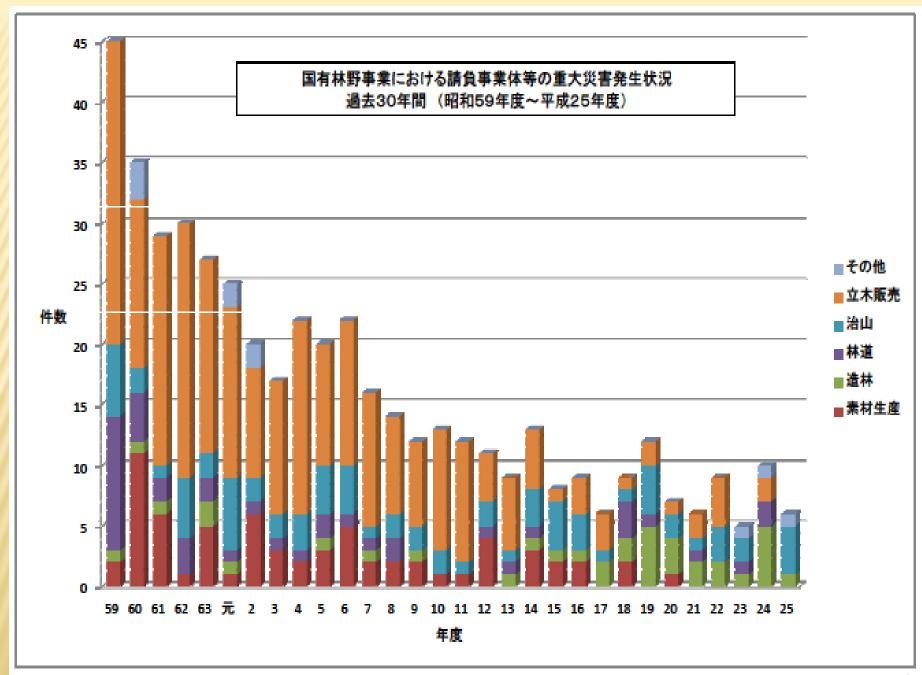
近畿中国森林管理局

国有林野事業における請負事業体等の重大災害発生状況

	年度 事業別	昭和 59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	素材生産	2	- 11	6	1	5	1	6	3	2	3	5	2	2	2	1	- 1	4	0	3	2
	造林	1	1	1	0	2	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1
	林道	- 11	4	2	3	2	1	1	1	1	2	1	1	2	0	0	0	1	1	1	0
	治	6	2	1	5	2	6	2	2	3	4	4	1	2	2	2	- 1	2	1	3	4
	立木販売	25	14	19	21	16	14	9	- 11	16	10	12	11	8	7	10	10	4	6	5	1
	その他	0	3	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I	計	45	35	29	30	27	25	20	17	22	20	22	16	14	12	13	12	- 11	9	13	8

年度 事業別	平成 16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	ät
素材生産	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	67
造林	1	2	2	5	3	2	2	1	5	1	36
林 道	0	0	3	1	0	1	0	1	2	0	43
治山	3	1	1	4	2	1	3	2	0	4	76
立木販売	3	3	1	2	1	2	4	0	2	0	247
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	10
計	9	6	9	12	7	6	9	5	10	6	479

[※] 平成18年度以降の造林の件数には保育間伐活用型等を含む



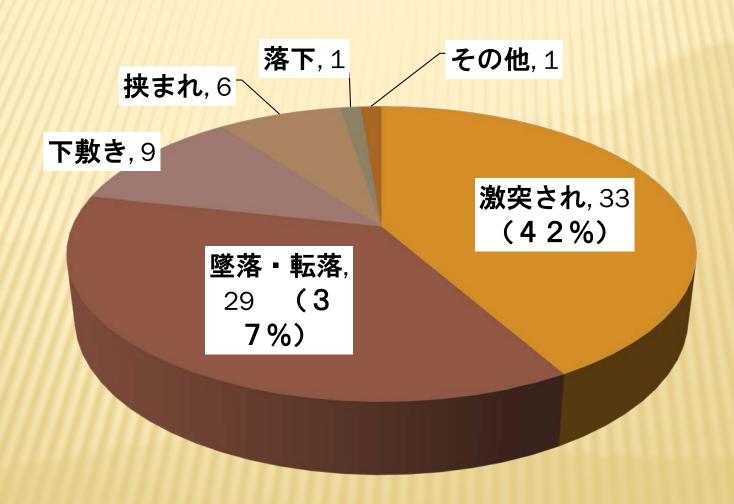
国有林野事業における請負事業体等の重大災害発生状況【過去10年間における型別重大災害(平成16~25年度)】

型事業別	事故の	激突 され	転落 墜落	下敷き	挟まれ	落下	その他	合計
	生産	3	1		1			5
造林	造林	13	5	5	1			24
生産	その他		1	1				2
立販	立木販売	12	4		3			19
	11	28	11	6	5	0	0	50
	林道	2	4		1			7
治山 土木	治山	3	14	3		1	1	22
エバ	11	5	18	3	1	1	1	29
	슴計		29	9	6	1	1	79

[※] 平成18年度以降の造林の件数には保育間伐活用型等が含まれる。

[※] 治山事業は保安林改良事業を含む。

国有林野事業における請負事業体等の重大災害発生状況 【過去10年間における型別重大災害(平成16~25年度)】



請負事業における重大災害の発生状況

(林道・治山)

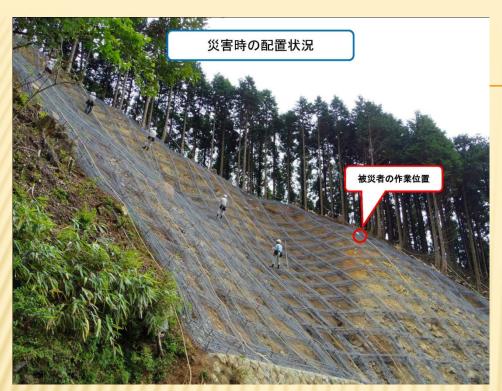
```
平成22年度 3件
```

平成23年度 3件

平成24年度 2件

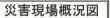
平成25年度 4件 〈1件〉

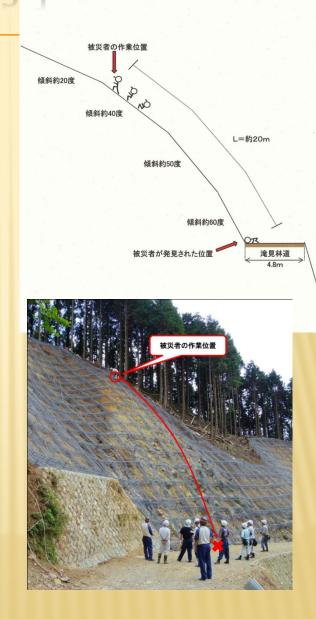
※ 〈 〉は労働安全衛生法上の労働災害に該当しない 災害で外書





-1





番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
25-1	関東	伊豆	治山		H25.8.16	男	69	簡易フレーム 法枠組立作業

当日、被災者は、8時30分頃から同僚6名と林道上部の法面で法枠組立作業を開始した。

10時00分頃、同僚A(現場責任者)が、不足した物品を調達するため町内の商店に向かった後、被災者及び同僚5名は、引き続き法枠組立作業を行った。

11時30分頃、林道から高さ20mの地点で作業をしていた被災者は、バランスを崩し20m下方の林道に転落し受災した。このとき、被災者が装着していた接続金具(親綱のロープチャックと安全帯のフック①)は、何らかの原因で外れていたものと推測される。なお、被災者から約7m左下方で被災者と同種の作業を行っていた同僚Bは被災者が作業している方向から声がしたので振向くと、後ろ向きに尻餅をつくように倒れ、林道に転落する被災者を目撃した。

同僚5名はただちに林道まで降り、倒れている被災者のもとへ向かった。同僚Bは、被災者が微かに呼吸をしていること、意識がないことを確認し、11時45分に同僚Aに災害発生と救急車の派遣を要請した。

12時30分頃に到着した救急隊員が被災者の死亡を確認し、無線で消防本部へ警察署に死亡事故の発生を 連絡するよう依頼した。

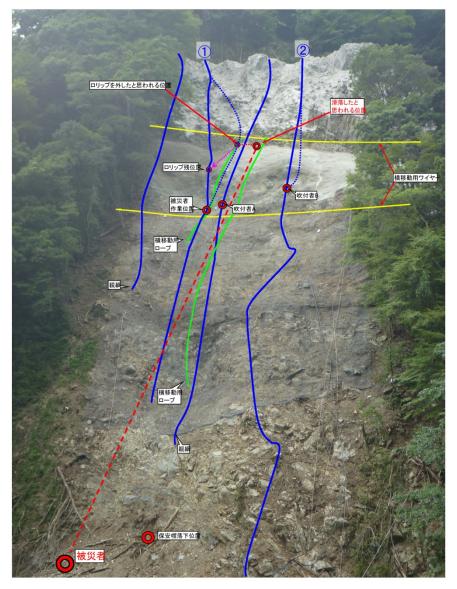
13時55分頃、警察署が現場の状況等の確認を行ったが、被災者の安全帯の装着状況、親綱との接続金具について異常は見られなかった。

【災害の原因・留意事項】

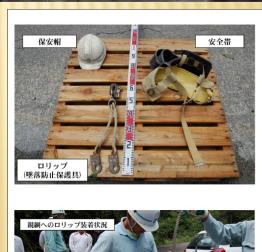
安全帯のフックと親綱のロープチャックが、何らかの原因で外れたこと。

25-2

被 災 地 現 況 写 真









番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
25-2	九州	宮崎北部	治山		H25.9.6	男	61	モルタル 吹付作業

当日、被災者は、モルタル吹付作業に従事していた。

作業配置は、プラント4名、モルタル吹付2名(同僚A,B)、吹付後の水抜き清掃1名(被災者)。

被災者は9時15分頃、近くで吹付作業をしていた同僚Bから岩に絡んだ親綱②を外すよう頼まれたため、 親綱①を使い横移動用ワイヤーの位置まで移動し、外した安全帯のロリップ(墜落防止保護具)を親綱①に 残したままワイヤーづたいに親綱②へ移動していた時、何らかの原因で足を滑らせ、傾斜約50度、高さ約 70mを滑落し受災したものと思われる。

プラントから滑落を目撃した同僚は、近くにいた同僚達に直ちに救出に向かうよう指示するとともに現場事務所にいた現場代理人に災害発生を連絡した。連絡を受けた現場代理人は携帯電話で救急車の要請を行うとともに会社へ災害発生の連絡を入れた。

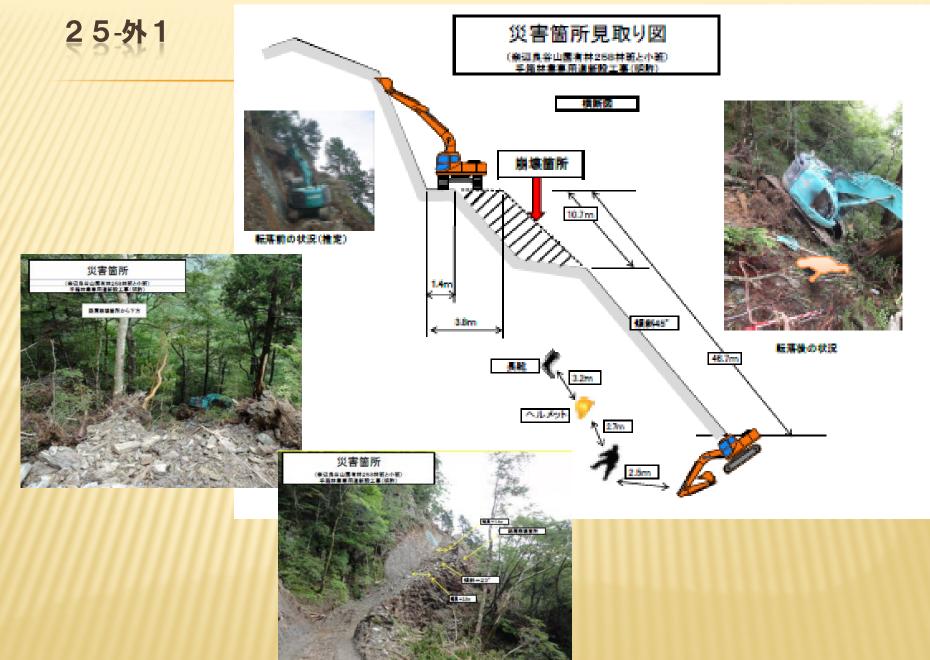
9時30分頃被災現場から救出した被災者を車に乗せ現地を出発し、合流した救急車に被災者を乗せ替え、 10時00分頃へリポートに到着した。

10時30分頃、到着したヘリコプターに被災者を乗せ宮崎医科大学病院へ向かった。

11時00分頃、病院へ到着し救急処置を行ったが、11時35分頃医師により死亡が確認された。

【災害の原因・留意事項】

作業現地で移動する際、滑落防止保護具を外したまま移動したこと。



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
25-外1	四国	嶺北	林道	専用道 新設	H25.6.29	男	58	切土作業

被災者は、6月29日、林業専用道新設工事の切土作業に従事していた。

午前中、被災者はブレーカーによる掘削後、バックホウに乗り換え掘削した土石の整理を行っていた。現場代理人は、切土作業の進行状況を確認しつつ、被災者の運転するバックホウが転落しないよう監視・誘導を行った。

昼食後、被災者は再びブレーカーで掘削を行い、現場代理人は残土処理場で残土の整理をした後、14時00 分頃に再び切土作業箇所へ戻り、被災者の運転するブレーカーの監視・誘導を行った。

15時00分頃、現場代理人は切土作業箇所を離れ、そのまま16時30分頃下山した。

(被災者は、その後も引き続き切土作業に従事したものと思われる。)

6月30日8時00分頃、現場代理人は工事現場に到着し、バックホウが見当たらないことを不審に思い、前日の切土作業箇所に向かったところ、前日の作業箇所で下方へ転落しているバックホウを見つけ、切土作業箇所から約47m下方でエンジンがかかったままのバックホウの傍らに倒れている被災者を発見した。

8時30分頃、現場代理人は会社へ連絡するとともに、消防署へ被災者救出を要請した。

10時15分頃、救助隊員が到着し、人力での救助は危険と判断し、防災へりの出動を要請した。11時52分、 現地に到着した防災へりが被災者を救出し、その後警察署での検視を行い病院へ搬送し、17時00分に医師の 死体検案結果が示され、前日の18時頃に脳挫傷により死亡と診断された。

現地の状況から、現場代理人が切土作業箇所から離れた後、被災者はブレーカで掘削した土石を整理するためバックホウに乗り換え土石の整理をしている時、切土作業箇所の仮設道の路肩が何らかの原因で崩壊したことにより、バックホウとともに転落、受災したものと推定される。

〈本件は、被災者が下請会社の事業主であるため、労働安全衛生法上の労働災害には該当しない。〉

【災害の原因・留意事項】 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、事前に路肩・法面等の状況を確認し、必要な安全対策を講じること。車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に機械を誘導させること。

災害発生箇所現況写真(詳細) (長野県木曽郡南木曽町 賤母国有林704林班い小班)



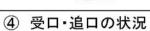
② 被災者発見時状況



③ 立木Aの状況(裂けた状況)



谷側から





横から



山側から



谷側から

番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
25-3	中部	木曽	治山		H25.11.16	男	72	索道支障木 伐倒作業

当日、被災者は、9時頃から索道支障木の伐倒作業に従事するため、同僚3名とともに作業に着手し、10時頃に休憩を取った。その後同僚Aは被災者に伐倒する立木を指示したのち、同僚B,Cとともに崩壊地の上部へ移動した。

11時00分頃同僚Aが被災者の作業状況を確認するために降りてきたところ、伐倒中に裂け上がって倒れたと思われる立木A(ミズメ、胸高直径20cm、樹高21m、谷側に20°傾斜)の根元から下方約3.0m地点に仰向けに倒れている被災者を発見し、社長へ携帯電話で災害発生の連絡を入れた。

- 11時08分社長は木曽広域消防本部へ救助を要請
- 11時50分頃救急隊員と社長が現地に到着
- 12時00分頃被災現場に長野県消防防災ヘリが到着
- 12時10分頃被災者をヘリに収容し木曽町の長野県立木曽病院に向う
- 12時47分医師が死亡を確認

現地の状況から、被災者は立木Aを伐倒するため、受け口を作った後、追い口切りを始めたところ、立木Aが裂け上がり、何らかの状態で立木Aに腰部を打たれ受災したものと推定される。

【災害の原因・留意事項】

- ・ 伐倒にあたっては、樹形、隣接木、地形、重心等を考慮し、作業に従事すること。
- ・ 伐倒の際に退避する場所をあらかじめ選定し、確実に退避すること。
- · 「受け口」「追い口」は正確・丁寧に作ること。
- 裂けやすい木を伐倒する場合は、ワイヤロープ等で裂け止めの措置を講じたうえで伐倒作業を行うこと。
- ・ 伐倒木がかかり木となった場合は、けん引具(チルホール等)を使用するなど、安全で確実な方法を選択し処理すること。

25-4

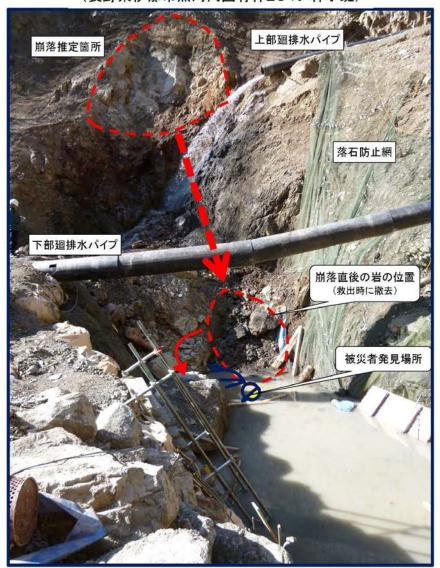
災害発生箇所現況写真(発生前)

(長野県伊那市黒河内国有林234い林小班)



災害発生箇所現況写真(発生後)

(長野県伊那市黒河内国有林234い林小班)



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
25-4	中部	南信	治山		H25.11.26	男	54	型枠出来形 写真撮影

当日、被災者(現場代理人)は自社社員1名(A)及び下請会社従業員4名(B,C,D,E)と、コンクリート谷止工の型枠組み立て作業に従事していた。

15時50分頃、その日の作業が終了したことから、下請会社従業員(C,D,E)は下山し、残った被災者と自社社員(A)及び下請会社従業員(B)は引き続き簡易な片付け作業に従事していた。

16時00分頃、被災者は型枠出来形の写真撮影(谷止工の最下段部)の準備をしていたところ、突然、右岸袖部の上部から土砂が何らかの原因で崩落し、その下敷きとなった。

- 16時10分頃、自社社員(A)は会社へ無線により災害発生連絡を行うとともに、会社から消防署へ救助を要請した。
- 16時35分頃、災害発生の第一報が署へ報告された。
- 17時00分頃、レスキュー隊が災害現場に到着した。
- 23時50分頃、被災者を土砂の下から収容した。

【災害の原因・留意事項】

- 事業者は、作業の安全に留意した適切な現場管理を行うとともに、急激な天候の悪化等に応じ作業を中断するなど、臨機に対処で きる準備を整えておくこと。
- 作業開始前は、作業箇所及び周辺の地山の状態を点検し、危険区域がある場合は立入禁止等の危険防止措置を講じること。特に、大雨・地震等の後は、浮石、亀裂の有無や湧水など、状況の変化を入念に点検すること。